

議案第 5 9 号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法の一部改正に伴い，調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので，地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により，提案するものであります。

専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により，
調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分
する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市条例第 号

調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市都市計画税賦課徴収条例（昭和 3 1 年調布市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 4 1 項」に改める。

附則第 1 7 項中「第 3 4 項まで，第 3 7 項，第 3 8 項，第 4 2 項若しくは第 4 5 項」を「第 3 3 項まで，第 3 6 項，第 3 7 項，第 4 1 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。